제138호 1908. 4. 29.

京城新報

●新聞料 ▲一部金二錢 ▲一ヶ月前金金拾五錢 ●三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵稅一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢 ▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 三月廿九日
發行兼編輯人 秋山忠三郎
京城西門外西小門通
發行所 京城新報社 電話六六三番

韓國に働きたる人物 其十六
竹内綱と尾崎三良(下)

▲尾崎三良は京釜鐵道會社の創立の歴史に就ては決して度外に置く可らざる一人である、寧ろ其功勞の沒す可らざる一人である、東京は麴町區有樂町の西洋長屋の一間口を借りて本社を置くや毎日詰掛て社員を督勵して事務を執り、萬事双肩に負ての働き振りは眞の主宰者の如くであつた、併し渠の緻密なる思想は往々重箱の隅を揚枝にて啄くと云ふ遣り方で被使者には受が惡るかつた、

▲尾崎は斯の如き遣り口の爲に往々社員より反抗を受けたが、之が爲に社の經濟に於ては人の知らぬ冗費を省きて目に見へざる處に於て、社に貢獻したことも鮮くないのである、

▲之を以て見るも渠は總ての事を放擲する能はざる性質たると同時に、首領として多數を統御するの才を缺くことを表彰するのである、世人は渠を以て一概に吝嗇家の如く言ふが、それは甚だ酷評である、成程渠は財に就ては吝嗇である、けれども其吝なる趣が世の高利貸輩と同一視するのは酷である、渠は決して吝嗇漢ではない、

▲惟ふに渠の吝なるは先天的ではない、渠が幼時の家庭は此性を能く養ひ得たのであらう、渠が京都の公卿侍であることは讀者の知る所であらう、其當時京都公卿の生活が如何であつたかを知るものは、必ず渠が財に吝なることに首肯するであらう、當時の公卿は德川幕府の宛がひ扶持により、勢ひ手内職をせざるを得なかつた、之を察すれば渠が性格に此缺點あるも強ち咎むるにも及ぶまい、

▲幼時より財の貴きを知り、加之英國數年の留學は、武士は食はねど高揚枝的の東洋流は馬鹿げたる如く見へ、金錢の勢力をより多く看取したのである、要するに渠が修業時代の境遇は斯の如く東洋流豪傑の清貧を潔とするが如き突意張りの役に立たゞざるを悟らしめたのである、

▲南滿鐵道會社とは其規模に於ては霄壤の差あるが、若し京釜鐵道會社を後藤新平に經營せしめたりと假定せよ、其經費は幾何の差があつたらうか、尾崎は到底後藤の手腕に及ばざるも、消極的とは云ふものゝ渠が社員より怖まれつゝ經費を成るべく減少せしめたのは一の功勞と數へねばならぬ、

▲京釜鐵道敷設當時の日本の財界は、今日の膨脹せる時代と異り、當時若し尾崎竹内等にして後藤の如き豪放磊落の遣り方をしたならば、其業央にして潰裂の非運に陷入りしやも知る可らずである、斯く考へ來れば渠等が消極的手段も左程咎むべきでなく或は一の功勞として稱讚して宜いかも知れぬ、

▲要するに二人者共に過去に於て政界の人でなく、將來も政界に立つ能はざる性格である、矢張りさう大ならざる會社の重役として、鞠躬平として精勤することが適當であらう、亦たそれが怪我がなくて安全の遣り方である、何れにしても前途大なる光明は見能はぬ(完)

●日本貿易協會例會
(加藤増雄氏の韓國談)

日本貿易協會は二十二日午後六時より例會を開きたるが來會者は大橋新太郎、服部金太郎、梅浦精一、佐藤合三、増田義一の諸氏を始め三十餘名にして副會頭池田謙三氏簡單に開會の辭を述べたる後前韓國宮内府顧問官加藤増雄氏韓國に關する一場の談話を爲せり氏は先づ公使として將た顧問として前後十二年の長きに亘りて韓國に在留し詳細に其國情を視察せるも研究を重ぬれば重ぬるほど不明なるは韓國の國情なりと說き起し韓國人が我國を嫌忌するに至りたる由來を歷史的に叙述して其根底の遠く且く深きを立證し是れ畢竟三韓時代、倭寇時代、豐公の征伐時代を通じて我國人が威壓是れ事とし曾て人心の收攬、經濟關係の扶殖等に意を用ひざりしに基因するものなりと說き此の嫌忌の念は新思想を有する子孫の時代とならばいざ知らず今日のゼネレーションが存在する限り如何なる方法を以てするも消滅することなかるべきを以て縱令合併して我國の一部となることあるも到底我國に親善し歸服すべき國民に非ざるが故に我國は宜しく此覺悟を以て韓國を經營せざるべからずと論じ轉じて韓國人が武力を以て何れの國にも對抗する能はざるより自然的必要に迫られて遂に詭詐欺瞞泣き付き等一種の外交術を發達せしめ一般に風を爲すに至りたる事を述べ此外交術が東洋禍亂の淵叢となりて征韓論を惹起こし内亂を釀し延いて日淸日露の戰亂を見るに至りたるものなりと論じ其戰捷の結果として今や韓國は我國の指揮監督の下に誘掖し指導されつゝあるは我國の爲めに慶すべきことゝ云はゞ云ひ得べきも又一面より視察して永く我國に頒累を及ぼすものは實に此韓國なるを思はゞ吾人は目下の狀態に安んじて欣舞するが如きは頗る早計に失するの嫌ありと爲し夫れより進んで韓國の政治に入り統監以下適材其任に在るを以て萬々遺算なかるべきも相互の精神的親善は到底統監府にのみ一任すべきに非ず之を國民一般に俟たざる可からざるを說き最後に經濟關係の上に基礎を置かざる政治は殆んど零なるが故に擧國一致此方面に向つて力を注がざるべからずと論結せり斯くて散會したるは十時頃なりき

●森林法施行細則

第一章 通則

第一條 森林法及其附屬法令に依り請願人又は契約當事者の代理人は其代理權を證する書類を提出す可し前項の請願人又は契約當事者は二人以上の時は總代を撰定すべし

第二條 森林法及其附屬法令に依り請願人又は契約當事者は國内に住所無き時は假住所を定め農商工部大臣に提出すべし

第三條 森林法及其附屬法令に依り請願せんとする者は國有林野の調査又は測量上必要と認むる時は其事由を陳述して農商工部大臣の認可を受くるを得

第四條 公用又は公益事業の爲めにして又公立學校用に干する請願に其監督官廳の許可を受くる事項ある時は請願書に其許可證の謄本を添付すべし

第五條 森林法附屬法令に坪(步)と稱するは常用尺六尺平方、一町步三千坪、一段三百坪、一畝三十坪、尺締と稱するは常用尺十二立方尺、棚は常用尺一百〇八立方尺(實積六尺締換算)切と稱するは常用尺一立尺を云ふ

第二章 森林山野及び産物特賣

第六條 國有森林山野及び産物の特賣を受けんとするものは第一號樣式により農商工部大臣に請願すべし

第七條 特賣の許可ある時は買受人は農商工部大臣の指定期間内に指定の契約保證金を納入し第二號樣式に依り賣買契約書を作成すべし

但し代金千圓未滿の場合には第三號樣式の誓約書を契約書に代用することを得

買受人前項期間内に契約書を作成し又は誓約書を提出せざる時は農商工部大臣は特賣特許を取消すことあるべし

前項に依り特賣特許を取消したる時は違約金として代金十分の一に相當する金額を徴收すべし

第八條 左の場合にありては契約保證金を徴收せず

一、代金百圓未滿の時

二、公立團体に賣却せる時

三、公曾又は公立事業の爲めに賣却する時

第九條 現金にて納入する契約保證金は代金に充用す

有價證券納入する契約保證金は代金を以て完納せる外還給す

第十條 買受人は契約書の定めに依り納入期間内に代金を納入すべし

買受人は物件を搬出又は採取せんとする時は其の渡與又は採取の許可前項の渡與及採取許可は代金を完納せる後にあらざれば之を行ふ事を得ず(未完)

●暴徒討伐情報(軍司令部着)

△京畿道朔寧守備隊より出せる下士斥候は二十二日午前二時横山に於て賊約五十を夜襲し十二を殪せり

△京畿道漣川守備隊は二十三日法化洞に於て賊約十五を夜襲し其十二を殪せり

△咸鏡北道茂山守備隊より南方に派遣せし討伐隊は二十二日夜賊徒の農事洞に宿營せるを知り翌二十三日午前三時三十分より之を攻擊し同七時之を擊破し尚之を急追潰亂せしめたり賊は武器を棄て赤岩地方の山中に逃亡し再び抵抗するの余力なきが如し賊の死首魁以下十九負傷約二十あり

△忠淸北道報恩守備隊下士以下九名は二十二日報恩西北約四里の地境村に於て約五十の賊を攻擊し其二十を殪す

△全羅北道咸悅に在る騎兵連絡哨の五騎は二十五日咸悅東南二里の地に於て廿五の賊を襲ひ七を殪す

△光州守備騎兵中隊の討伐隊は二十五日光州の西方三里半江洞に於て六十の賊を攻擊し續て追擊中にして賊魁金泰元を殪せり

△慶尙南道河東守備隊は十七日西北約三里半の村落を包圍し賊四を捕ふ

●第二巡査隊の活動

光州方面に在る第二巡査隊は賊魁金泰元を包圍捜索するの目的を以て三月十八日行動を開始し第一班長警視金鑑鉉は長城郡月坪方面の捜索中十八日龍山洞に於て金泰元の配下後軍將金玉鉉都砲從龍雲を十九日月坪に於て同郡砲將沈在奉部從事金任旗等を捕縛し金泰元が月坪を距る一里の地點に潜伏中の事實を知り金警視は自ら取調べをなすため巡査一名と共に止り他の巡査八名を該地に急行せしめ且つ之れを長城守備隊に通報せり然るに金泰元の部下約五十名は虛に乘じて襲來し看守中の巡査は直ちに銃を執て應戰し其の一名を殪し金警視は拔刀して賊徒中に突擊して血路を開きたるに其の勢に辟易して追擊せず長城憲兵隊が銃聲を聞きて來援せし時は賊は既に逃走の後にして纔に捕へたる四名の賊は此の賊襲に乘じて逃去せり此の戰鬪中金警視は左大腿に盲管銃創を負ひ頗る重傷にして目下騎兵隊病院に收容治療中なりと云ふ

●長端郡の賊狀

十六日夕長端郡金德化の率ゆる四十名の賊は宿仁面二陽洞に出現し翌十七日午後九時一部は朔寧方面に一部は兎山邑附近を徘徊して長端方位へ去れり又廿一日朔寧郡許相俊の率ゆる三十名兎山郡多時面に出現翌二十二日午後六時兎山邑西南方高場に來り同夜朔寧方向に去れりと之等諸種の情報を綜合すれば長端郡金德化は部下四十名朔寧郡延基禹は部下三十名同郡許相俊は部下三十名兎山郡金貢成は部下十名を率ゆる賊徒の數團は長端金川の境界線なる水龍山より金川郡吾灘面兎山郡宿仁面長端郡北面の地域を絶へず巡環し居るものゝ如し而して是等は多く金錢を強請する草賊の群にして比較的勢力を有するものゝ如し

●坡州郡の賊

廿六日坡州郡釰谷に賊徒約十八名駐泊せるを聞知し討伐隊は二分し東西より挾擊し猛烈なる射擊を加へ其四を殪し一を生擒せり尚數名の負傷者ありたるも他に扶けられて遁走せり此の戰鬪に於て銃七彈丸多數其他火藥衣類若干を鹵獲す又同日梧山洞に於て賊一名を逮捕せり此賊徒は前侍衛第三大隊上等兵にして昨年解散後は暴徒の群に投じ本年二月佛當寺に於て井口警部の一行に擊退せられ爾來各地方を徘徊し剽掠を肆にして首魁許爲及び甲明在は目下長端郡方面に在る形跡ありと云ふ

●賊魁歸順者の狀況

黃海道瑞山憲兵派遣所に二十一日歸順したる首魁許德天以下六十九名の歸順後の狀態は概して良好にして漸次正業に就き目下徒食し居るもの十名余りあり之に對しては許德天及馬山村民等奔走中なるも從來一定の職業なきものなるを以て善后策甚だ困難なりと云ふ而して許德天以下は附近に賊徒出沒する時は自然累の歸順者に及ばんことを憂慮し強力なるものに對しては歸順の勸誘に努め常に附近に密偵を出して賊徒の狀況を捜る等多大の便益を與へつゝありと感ずべき歸順賊魁なるかな

讀者文壇 投書歡迎

月の美

蝶子

世に月雪花を三美と唱へぬ、妾は月の美を第一と思ひ侍りぬ、雪の美も花の美も、月の美に較べては到底及ばじとぞ思ふ、惟ふに月は美の源にて、また美の命である、試みに見玉へかし、夏の夜美人が欄干に倚りて、團扇を手に持ち餘念なく月を眺むるとき、月の光りを浴びて青白く見ゆる姿の、神々しき、花や雪に對する俗觀とは其崇高なる幾千ぞ、禪僧が芭蕉の袖を掻き合はして端然と月に嘯くを見ば、崇嚴なる美に打たるべし、若し之を花に對し、雪に對して見玉へかし、聖僧も俗僧と化しやせむ、時に平家の落武者が壇の浦に舟を浮べ、矢叫びの聲を外にして、横笛を吹き弄むと假想するも、之に月の光を浴びせざれば、優に詩的の感は起らざらむ、彼の東坡が赤壁の詩も、嫦娥が皎々として中天に懸り、一碧清光に照らされ、茲にインスピレーションを受けて崇麗なる詩となりて出で來りぬ、小川の水が錦を織り、露の玉が光りを放つなど僕へ來れば指を折るの遑なきぞかし、月の美は平民的とも言はまほし、金殿玉樓にやんごとなき方の見る月よりも、賤が伏屋に軒漏る月を見るこそ風情ありぬ、月の美は人の心に美なる追懷を起さしむ、熱腸慨世の士も羇旅に閒皎たる月を見ては、故郷のこと思ひ出され、潛かに涙を催さる、古より月に對して優婉なる詩歌の多かるも此理ぞかし、嗚呼妾は重て言ふ、月は美の命なり、詩的美の源なりと、

小說

新不如歸

篠原嶺葉著

(四)

彼の粗服を纏ふた漁人体の男は、岩に腰をかけて釣を垂れたが、不思議な事には釣竿の水中へ引張込まるゝまで手應があつても、それを敢て引揚げやうともせず、懷中から一枚の地圖の如きものを取出して、一心不亂に氷見て居つた。

クロパトキンは此の有樣を見て、偖も暢氣な漁人もあるものかな、餌に魚の確にかゝつた樣子であるに、それをば顧ないで何品か打擲げて氷見て居るは、釣にも勝つた樂しみがあるのであらう、自分は僅な暇を[illegible]つて日本に來遊しながら、既に此の濱邊に四日の閑釣して遊ぶと云ふは、我が胸中の大計を知らんものは、英雄の心中閑日月ありとでも思ふであらう、けれども我は此間に魚以外大いなる獲物を握つて、他日の資料にする考慮へである、吁々同じ濱邊に釣を垂れながら、我が野心ある遊びに比べて彼男は何といふ暢氣な釣をするのであらうと有繋に心に慚たのである。すると、件の漁夫風の男は、何と思つたか氷見て居つた地圖樣の物を手に持つたまゝ鼠色に化つた毛脛を露して、ノソリノソリとクロパトキンの傍に近寄つた。

そして四方に心を配つた後、クロパトキンに對ひ、

「旦那はなかなか能く釣れますな、私先刻から釣つてますが、まだ一尾も釣れません、貴方はよッ程れ巧手だと見えます。些と拜見させて下さい。」

云ひつゝ、傍に在る魚籃の中を覗き込むで

「やあ、大層釣れましたな。」

と、さも馴々しげに辭を掛ける、クロパトキンは此の濱邊に棲むで居る漁人と思へば其の無作法に語をかくるを、却つて天眞爛熳を流露する如く感じて、莞爾と笑ふて、敢て辭は出さなかつた、と、同時に其の手に持つてる地圖樣の物に眼を注いだが、忽ち投げるが如く釣竿を放して倚も一心に其地圖を瞶めるのであつた其時の眼光は異樣に輝いて、確に冷酷の本性を露はして居た。

漁人体の男は、それと知りつゝ見せて居るのか、或は全然く知らぬのか、無頓着に魚藍の中の獲物を見入つて居た。

寸間するとクロパトキンは、今の今まで輝かせて居た冷酷の眼色は、何處に秘したかと云ひたげな極めて情け深いやうな顏色で、

「この圖は何でありますか、[illegible]」

と、辭をかけた。漁人体の男は魚藍の[illegible]に心を奪はれて、最早地圖の事は手に持[illegible]から、忘れて居た如き調子で、

「この地圖ですか、へいへい何ぼ[illegible]御覽なさい。」

と、事もなげに其の手に渡して、

「一体旦那樣、此圖は何んの圖でございませう、恥かしい話でございますが、此邊に育つた悲しさに、學問といふ者をございませんから、全然明盲同樣で、何の[illegible]あるんだか、何んの役に立つもんだかとも理が解りませんおや、御存じなら[illegible]ぞ聞かせて下さい。」

此の意外なる辭には、有繋にクロパトキンも一驚を喫して、

「お前さんは此圖を知らずに持つて居ましたか……してこれは何處から手に入れましたか。」

と、不審氣な眼色で反問した。



東京電報(二十八日)

▲竹田宮常宮兩殿下御結婚の御祝宴を三十日の夜鳳凰殿に於て開かせられ兩陛下出御あらせられ皇太子殿下妃殿下各皇族及各國大使公使大臣位以下親任官等三百餘名に賜宴仰せ付らる▲竹田宮常宮兩殿下御結婚費は總額二百五十萬圓なり▲國庫債券三千萬圓第二次償還の件告示せらる

京城新報

拓殖會社創立委員の撰拔に就て

伊藤公と桂侯との感情衝突して久しく行き惱み漸く調停成れる云々と傳說されたる東洋拓殖會社創立案が、會期切迫せる議會に呈出せられ、辛くも兩院を通過し、藏相松田正久が創立委員長と決定したるは既に世の知る處なり。

而して創立委員の任命は、伊藤公歸任の上韓國政府に其法案を制定せしめたる後撰拔することゝなれり、然るに說者あり、伊藤公と桂侯との感情衝突尚融和せず、之が爲に曾根子歸朝の上此間に斡旋し、兩者の間を融和せんとす、此調停にして成らざれば總ての事運はざるなり、伊桂感情の融和は先決問題也と、余輩は之を聞て全然信せず如何に兩者の私交間に感情の衝突あるも、如何に兩者が反目すると雖も、國家的事業の上に之を及ぼす程の沒分漢にあらずと信ずればなり、其他兩者の間に纏綿せる面白からざる事情を聞くと雖も一々之を擧ぐるの煩に堪へざるなり、

然るに輓近亦も說者あり曰く、韓國側の創立委員は勿論在留帝國民中より撰拔すべき創立委員も曾根子歸朝の際迄に確定すべく而して桂侯の意見としては在留帝國民中よりは韓國の事情に精通せる事業家と有志者とを撰拔せんと云へるも統監府に於ては伊藤公と云ふよりも、寧ろ屬僚一輩が例に依りて、韓國精通者を排斥したる筆法を以て在留帝國民中よりの撰拔に反對し伊藤公亦た之に動くと、

余輩は此說にも信を措かざるなり、何どなれば東洋拓殖會社にして、苟も其目的を遂行せんとするに於て、國家的觀念を持するならば、荊棘を拓き、艱難具さに嘗めて漸く發展して今日に至れる先驅者たる在留帝國民を度外に置く可らず、必ずや斯の先驅健鬪者より代表者を撰拔せざる可らず、亦た事業遂行の上に於ても此等韓國精通者たる實業家及有志家を擧げて、之が意見を徵することは最も必須肝要の事なればなり、然れども統監府が、保護統治の施政に着手するや、事情に精通せる舊人士を追ひ、事情に通せざる新參者を迎へたる例に徵すれば、決して斯る固陋の失態なしとは斷ずべからず、由來統監府施政の狀態は常識を缺くの憾みなき能はず、現時の失政亦玆に因するにあらずや、

拓殖會社創立委員の撰拔にして、若し傳說の如くならば余輩は斷々乎として其非其陋を鳴さゞるを得ず、苟も拓殖會社の目的を解するものならば、斯る陋擧のあるべき筈なし、然れども覆轍の前例あるを以て、余輩は之を傳說として默する能はず、其失態なき前に於て豫め之を警告する所以也、

●漢城便り

▲歷史は繰返すと申候が今日の漢城政界の有樣は丁度一昨年の十月頃のソレと同樣に見受けられ申候相手變れど主變らず芝居の殿樣は今頃何を夢みられつゝありや辻占は吉か凶か承知致度ものに御座候

▲安宅の關所を無事通過の後判官は辨慶の手を採り玉ひて感謝の淚を灑がれ申候士を遇するの途は斯あるべきものと被存候第二協約に就て伊藤公は丸で辨慶を踏付に致され候との事に御座候死を辭せざるの士は決して公の門下へ集り不申との事に御座候

▲死を辭せざるの士を得て始めて仕事も相出來候事と存候其日暮の月給取を集めて如何に劃策せられ候とも服務規律違反の事は到底仕出來かし得べしとは信じ得られ不申候思へば甚だ心細き次第に御座候

▲統監の躰量八百目減じたりとの事に御座候驢馬に鐵石を負はすれは瘦するが當然に御座候麒麟も老ぬれば駑馬に均しとか申候玆に到て統監交迭問題の起るも是非なからんと被存候

▲邦人大臣入閣の說諸所に相聞こゑ申候記者は常に之を主張し居候得共大宮司君の弱腰にては其現實は當分六ヶ敷からんと被存候何事も宮司登山の後と諦むるの外無御座候

▲同業朝鮮日日の志賀氏招待は至極結構の企と存候達識博學なる菊川先生をして現下韓國の事情を視察せしめ其視察談を內地に於て公表せしめば大掃除必要の聲必ず起るならんと被存候志賀氏入京の折は吾人同業者は斯の先輩に對し歡迎會を開き敬意を表すべきものと存候

▲解停後のタイムスは停止前に比して一層公衆の歡迎を受け候樣相見受け申候一難に處する每に同情は必ず加はるものに御座候

▲元山日報は其主張に於て其体裁に於て殖民地新聞の上乘なるものと被存候北韓問題は近に世人の注意するところと相成申候百號紀念會を擧行するの元氣を以て遺憾なく北韓の紹介に勉められんことを切望致候

▲怪訝に堪ざるは當地の御用紙に御座候京城日報は嚴に皇太子殿下を殺下と誤りたる事有之候一昨日のソウルプレスは竹田の宮を竹田の價と誤字を用ゐ居候而かも之れに糸目を附けざる御手前の御用紙が貴顯の尊稱に數次誤字の不敬を爲すは故意に非ざるべきも疏漏の誹は免がれざることゝ被存候

東京電報

▲國債割引償還

第一次國庫債券割引償還申込額千二百四十七萬八千八百圓を確定額とす割引額一割の申込み千百圓同五步の申込み四百萬圓にして他は五步一二厘なり(廿七日發)

各地電報

▲變裝討伐隊 南原分署より派遣したる變裝討伐隊は二十六日午後一時本郡草老坊にて暴徒十二名に出會し其の三を殪し銃器六を鹵獲す(廿七日南原發)

▲賊魁以下逮捕 萩原巡査部長の率ふる第二變裝巡査隊は義城方面にて首魁二及び部下七、牛三、銃器五を捕獲せり(廿七日大邱發)

雜報

●韓皇の儲慶宮展謁

韓皇帝には昨日正午十二時皇后と馬車に同乘せられて敦化門出御能朝橋、鐵橋、鐘路廣橋、銅峴を經て光宣門前を御通過あり小公洞に折れ儲慶宮に入御あり親しく御展謁の上午後二時御退出圜丘壇前を御通過大漢門より德壽宮に行幸あり太皇帝と御對顏親しく病後の御樣子に就て問はせられ同六時大漢門出御布德門前より黃土峴を經て鐘路に出で前路より還御あらせられたり

●李學相の參內 一昨日歸京したる李學部大臣は昌德、德壽兩宮に參內韓皇及び皇后並に先帝嚴妃に謁見皇太子よりの御傳言及び太子御修學の御模樣其の他詳細に言上したるに兩宮共御滿足遊ばされたりと云ふ

●統監の體量減ず

伊藤公に朝夕接近する某醫師の語るところに依れば公の目下の體量は昨冬歸朝の時に比して八百目を減じたりと云ふ

●道書記官會議(第一日)

既報の如く道書記官會議は一昨廿七日午后一時より內部に於て開會せられ內部大臣同次官及び事務官等一同列席し任大臣は一場の演說をなす其の要領左の如し

各地方共時勢に暗く中央政府の方針を解せざる頑冥の民擾亂を逞ふし國家の進運を妨ぐるは本大臣の遺憾とする所にして此の時に方り困難なる地方行政の事務に鞅掌せらるゝ諸君の勞を多とす、諸君は各地方に赴任せられてより既に數月此の間に於て諸君の管轄區域內に於ける各方面の狀態は充分に調査研究せられたる事と信ず故に今回は諸君と一堂の下に會し各地方の狀態並に之に對する諸君の意見を聞かん事を欲す願くは胸襟を開きて諸君の語はんとする所を語られん事を、本大臣は諸君の語る處を參酌して施政の方針に資せんと欲す、尚各地方官の執務の狀況に關しても諸君の見聞する處を服藏なく開陳せられたし、而して余は各種の政務に多忙にして每日本席に列する事を得ざるも會議に關しては之を次官に委任しあるを以て共に充分の研究あらん事を望む云々

右終りて木內次官は演說して曰く

諸君遠來の勞を謝す、今回諸君を召集したる理由は大臣の演說の如し而して地方官の會議に觀察使を招致せずして諸君の入京を見るに至りたる所以は一は新任後の地方狀況を直接に諸君より聞かん事を欲するに在るも一は目下各地方共民心擾亂して諸種の蜚語風說を逞ふせるの際地方長官たる各道觀察使を同時に入京せしむる時は地方機關の首腦は空虛となり地方民心の擾亂を一層甚しからしむるに至るや計り知る可らざるを以てなり而して今回の會議は中央政府の方針を訓示するよりも寧ろ地方の狀況に關し諸君の意見を諸問せんとするに在り故に諸君は諸種の諸問に應じて充分に意見を開陳せられん事を望む本官の意見は會議の終りに臨みて詳細を述ぶべし云々

●露貨禁止に就て

度支部は去月廿日訓令を發して露國貨幣の流通を禁止したるが今彼れに關して聞く處によれば同貨幣の流通せるは主として咸鏡北道にして此の地方は露領との經濟的關係極めて密接にて出稼韓人の如き城津により乘船して浦鹽港に上陸する者のみにて一昨年に七千五百人あり昨年は一萬人に達し又豆滿江沿岸の六郡より陸路露領に入る者も夥しく猶生牛の露領に輸出せらるゝもの年に一萬頭を下らずために一箇年間に露貨の此の道に輸入する額二百萬ルーブル以上にして此の露貨は第一銀行又は支那商人に買收せられ長崎若くは上海等に賣却交換せらるゝを以て實際に流通せる額は輸入金額の一部分なるも豆滿江沿岸の韓民は盛んに露貨を使用し居るが故に現時の狀態にては日常の生活上絕對に露貨の流通を禁止する事は極めて困難なりと云ふ

●露領事館員臨時出張 元山及城津駐在露國名譽代辨領事ニコラス、ビグンコフ氏の取扱ひに係る外國旅券查照事務目下繁忙を極むるを以て同氏は當分の內專ら元山に滯在して其間城津へは在京城露國領事館通譯官センコ、ブラスー氏を派遣し一時該事務を分掌せしむることゝし本國外務省の許可を得たるに付同氏は不日城津へ出張の筈なる趣四月二十七日露國總領事館より統監府へ通報ありたる由なり

●小田柿氏送別の宴

熊谷民長秋吉會頭和田議長市原博士伊藤戶叶峯岸三新聞代表者諸氏の發起に係る三井物產京城支店長小田柿捨次郎氏に對する送別の宴會は一昨廿七日午後七時より花月樓に於て開催せられたり、當夜の出席者は主賓小田柿氏及氏の後任者淺野氏の外小宮倉富俵の各次官池田通信管理局長菅原清水木村の各銀行支配人各民團議員各商業會議所議員各新聞記者其外官民の重なる人々殆んど八十名餘にして席定まるや熊谷民長は發起人を代表し起て左の挨拶を爲したり

過去六ヶ年間吾人の中に在り當地經濟社交の兩方に於て重要なる活動を爲したる小田柿君は今回本社詰となりて東京に赴かれんとす予輩氏の知を辱ふする者いづれか惜別の情に堪へん、君去らば其瘦せたる長軀は當分予輩の目に見ることを得ざることゝならん、而れども君が東京に移らるゝは正しく君の榮轉なるが故に予輩は君の發展を豫想し玆に健康を祝し盃を擧ぐるものなり云々

と述べられたり主客暫時獻酬の後小田柿氏は起て左の答辭を述べられたり

熊谷民長並に諸君、今夕は取るに足らざる自分の爲に斯る盛宴を張られたるを大に光榮とし感謝の念を禁ずる能はざるものなり、自分は數年間當地に在りたれども何一とつ成したる事なく只諸君の愛顧に依て生存したるに過ぎざるなり、近頃流行の退韓處分は正に自分の頭上に來るべきものならんも今や本社は自分に退韓を命ぜり、之より東方に行き暫くは諸君と相見ることを得ざるべきも運命にして許せば他日再び當地に來り諸君の驥尾に附して何事をか爲すの積りなり云々

夫より氏は序なればとて後任者淺野新支店長を紹介せり、淺野氏は上總の人にて業を高等商業學校に卒へ三井物產に入りて以來濠州シドニー及英領印度カルカッタの同社支店に在勤せられたる經歷を有せり、紹介せられて起ちたる淺野氏は極めて謙遜なる態度を以て簡單なる挨拶を爲せり、續て發起人の一人なる大韓の民堂戶叶氏は起てり風雲は正に起らんとせり氏曰く五分間の許を得んと

小田柿君は單純なる前垂商人にあらず予は君に於て僅かに政治的凍腕を認むるものなり、過去六ヶ年の間君は官民兩側に向つて共に良かりしなり、幷は今夕の宴會に依つて證明せられて餘りありと云ふべし、由來當地の官民は意志の疏通を缺く事甚だし官は民を遠ざけ民は官を疎んず之予が最も憂ふる所なり、今夕は小田柿君の名に因つて斯く多數の官民同席するは實に喜びに堪へず將來も斯あらせたきものなり、予が小田柿君に望むは君歸東の上は東京否內地全体の人々に向つて君が熟知せる統監政治の有樣及官民の實狀に就て詳細に傳へられんことを而して內地の人々をして韓國に關する智識を增さしめられんことを、戶叶は君に何物をも餞することを得ず只此數言を以て餞と爲すべし云々

夫より獻酬は益々熾となり酒香室に滿るの時花月舞姬の演舞數番あり歡笑湧くが如く午後十二時に到つて盛會は終を告げたり

●開港紀念祭ご船車割引 來月仁川に於て開催さるべき開港紀念祭觀覽の爲め各地より來仁するものゝ便利を計り當局者は鐵道及び瀛船會社に向ひ交涉を開始し既に鐵道側に於ては太田及び新幕より來仁するものに對しては三割引とすることに決定したる由なるが瀛船會社側に於ては變數の都合により一定せざるも各社共割引することゝなり大阪商船にては紀念開催中は左の如く往復のみに對して割引する旨本店より仁川支店に向け通知ありたり

圓	普通片道運賃	同往復運賃	割引往復運賃	割引
群山	二、五	四、五	三、五	三割
木浦	三、〇	五、四	四、〇	三割四分
釜山馬山	四、〇	七、二	五、〇	三割七分
鎭南浦	三、〇	五、四	四、〇	三割四分
安東縣龍巖浦	五、〇	九、〇	七、〇	三割
大連	六、〇	一〇、八	九、〇	三割五分
宇品	七、〇	一二、六	九、〇	三割六分
神戶大阪	八、〇	一四、四	二、〇	三割二分
門司	六、〇	一〇、八	九、〇	二割五分

而して郵船會社にて紀念祭開催中に仁川に入港するものは僅かに高砂丸のみにして而も復航には寄港せざるを以て神戶及び門司より片道三割引とし又尼ケ崎は招待券を有するものに限りて五割引としたるも當局者は一般に通用したしと要請したるを以て目下同仁川支店には本店に交涉中なりと云ふ

●大阪商船の淸津開航

郵船會社浦汐航路が北韓の新開港淸津に來月より寄港することに決したるは既報せし所なるが大阪商船にても過日安東丸を以て同港に試航せしめたるに荷客共相應にありて比較的好結果を得たるを以て愈々來月より大阪仁川間航路船なりし筑後川丸大穩丸の二隻をして大阪淸津間の新定期航路船に充つることに決したりと因に阪仁間航路船の補助としては能登丸安東丸の二隻廻送さるべしと云ふ

●民團稅徵收に就て

京城居留民團稅は從來告知書を發したる後納稅者は期限內に於て現金を納付せしめ來りたる慣例に依り吏員を派して徵收せしめ又しも斯くては經費を要するのみならず會計整理上不都合少からざるを以て本年度より斷然之を廢し納稅者の便利を圖り來る五月一日より左の日割を以て徵收事務所を設け吏員を派遣せしむることゝしたれば其地方に於ける納稅者は其事務所に直接納付すべし期限內に納付せざるものに對しては民團法施行規則第三十六條の規定に依り滯納處分を執行せらるゝを以て納稅者は之れが納付期を誤らざる樣注意すべきなり

出張日割　徵收事務所

一日、十六日　昭義門通古川孫介方
徵收區域　昭義門通、和泉町、竹添町、西大門通、新橋通、羽衣町、太平町一圓、獨立門通一圓

一日、十六日　御成町(東洋旅館)藤田重吉方
徵收區域　御成町、蓬萊町一圓、古市町、吉野町、[illegible]、岡崎町

二日、十七日　明治町一丁目西山品藏方
同上　明治町一、二、三丁目、曙町、黃金町其以北の各町

二日、十七日　壽町日本人商業會議所
同上　南山町一、二、三、四丁目、壽町一、二、三丁目、日の出町、本町四丁目、倭城臺

三日、十八日　永樂町三丁目武田虎吉方
同上　永樂町一、二、三丁目、竹園町、水標橋通及其以北の各町、若草町、本町五丁目、櫻井町

三日、十八日　大和町一丁目吉川米次郎方
同上　大和町一、二、三丁目、新町、東西四軒町

四日、十九日　本町八丁目大橋濟三郎方
同上　本町六、七、八、九丁目、花園町、初音町及其北東の各町、東大門通、黃橋通

尙ほ執務時間は每日午前九時より午後五時迄なりと

●曾禰副統監歸期

北韓地方巡視中なりし曾禰副統監は歸途同夜は海城に一泊し本日岡農商工部次官と共に歸京する由

●宋農相馬關出發

滯日中の宋農相は豫て昨日馬關を出發し歸國の途に着く旨或筋へ電報あり目下頑冥なる暴民が諸種の風說を流布し居る折柄とて當局者は京釜鐵道沿線を嚴重に警戒するの手答をなしたりと云ふ歸京は三十日夜なるべし

公人私人

△小野純一(韓國駐劄憲兵隊附陸軍一等軍醫) 廿七日仁川より來り浦尾旅館へ
△植村捨藏(平壤理事廳會計主任) 廿七日平壤より來京三日月旅館へ
△平川潤亭(內國通運會社取締役) 廿七日釜山より來り天眞樓へ
△辰野金吾(工學博士) 廿七日大阪より來り巴城館へ
△小池鐘三郎(城津理事廳屬) 廿七日城津より山本旅館へ
△松井源長(黃州守備隊陸軍三等軍醫) 廿五日以來浦尾旅館に止泊中なりしが太田へ向け出發せり

●近事片々

▲韓皇● 儲慶宮拜展の歸途德壽宮に立寄らせ給ふ此際の御父子御談話何を意味せるや
▲行列● 例に依り警護嚴がにして赤騎甚だ美觀也巡路佇立巡查亦多く王者の光榮輝く
▲朴齊● 純總理李道宰內相の噂亦高る金允植俞吉濬の呼聲も高し中原の鹿誰に歸せむ
▲運華● 峯閔氏の邸に再昨現閣側の大官連集る統監府側の高官も加はれりと何事ぞや
▲現閣● 維持の凝議か將た讓渡の內相談か庶莫完用等の煩悶苦悶目に見る如し噫
▲完用● 始め其他の閣員統監邸に伺候して現閣維持を哀願せりと伊公口說き落さる乎
▲兪吉● 濬亦金允植を擠ぎて統監及び鶴原石塚等に說く所あり伊公撰擇に迷ふと乎
▲閔泳● 徽亦動き色氣を出す渠は韓國第一の資産家其財を利せんとする者門前雀躍す
▲永宣● 君李址鎔李根澤等亦動く今や漢城の政客等春色に焦るゝ蝶の如くに飛び廻る
▲漢城● 政客の蠢動も伊公の一斷に依りて鎭靜せむ速に斷せよ罪なた方と怨まれる也
▲政權● 爭奪は韓人の病也亦た飯よりも好物也內閣確定せざれば何時迄も騷ぎ廻る也
▲伊公● 速に斷せざれば韓政客等は風說製造や閣員撰定內談の奔命に煩死せむ咒笑止
▲韓國● 政界の狀態渾沌地方は總撰擧にて御祭り騷ぎ中央亦現閣と前閣との軋轢甚し
▲前閣● 派中大浦關淸浦等今や躍起となりて現閣に當らむ爲め計畫オサ／＼怠らずと
▲西園● 寺內閣亦內輪に軋轢起り原寺內確執すご閣員一致を缺くは敵の攻擊より怖し
▲政權● 爭奪決して淵からず唯其爭ひが公明正大なるを要す政見の輿論如何に決せよ
▲ルー● ズベルトの製艦費問題終に敗る餘り乘氣になりて氣驕るを制するに特効あり
▲ルー● 氏の帝國主義に嫌焉たらざる者有識間に多し民主の氣風尙澎湃として橫溢せり
▲露國● 陸軍の剛の者リチウイッチ遂に逝く渠思慮を缺くも剛者に於て第一惜むべし
▲獨國● 動物學者モーレス亞弗利加困果の黑人と類人猿との混血兒を造らむと工夫す
▲人類● 界に新種族を造るの目的なりと其人工懷妊法や苦盧研鑽殆ど寢食を廢せりと
▲モ氏● の人工懷妊法にして果て成功せば殖民法人口減少憂るに不足學理の進步驚也
▲伊公● 殿樣より若樣の方が美しいと京都の美妓に言はれ大に怒る公未だ色氣充分也

●內部大臣の招宴

任內部大臣は本日夜目下來京中の各道書記官及び內部各高等官を日本人俱樂部に招待し晩餐會を催す由

●熊谷直亮氏 歸省中なりし同氏は一昨日歸任せられたり

●度支部統計課の移轉 度支部にては一昨年來事務繁忙を來たしたる今日目下の家屋にては到底狹隘にて執務上差支ゆる者あるを以て兩三日中に統計課のみを附近宮內府所屬の家屋に移轉せしむる筈なりと

●徵兵檢査成績

京城檢査場に於ける徵兵身体檢査は四月一日より南山町本願寺別院に於て施行し四月五日之を終了す受檢者總員九百〇九名にして其內受檢取消及事故不參者四十名を出せり今左に檢查人員及成蹟を示せば左の如し

△受驗總人員 八百六十九名 內一年志願兵五十一名
甲種合格 三百四十七名 內一年志願兵十二名
第一乙種合格 百五十三名 內一年志願兵十五名
第二乙種合格 [illegible]十七名 內一年志願兵五名
丙種合格 百十七名 內一年志願兵十九名
丁種(兵役に堪へざる者) 五十八名

△今之を兵種別に細別せば左の如し
步兵 甲百十七名內一年志願兵十七名、第一乙五十七名內一年志願兵十二名、第二乙三十六名內一年志願兵五名
騎兵 甲二十名、第一乙七名
砲兵 甲十八名內一年志願兵一名、第一乙[illegible]十三名內一年志願兵[illegible]
輜重輸卒 甲一、第一乙六名、第二乙一名
工兵 甲七十九名內一年志願兵一名、第一乙三十二名、第二乙十四名
輜重兵 甲十八名、第一乙[illegible]名、第二乙三名
[illegible]因に右は全國十八ヶ師團に配屬せり又壯丁の職業も實に千差万別しあらゆる階級を網羅せりと云ふ

●内部大臣の招宴 任内部大臣は本日午後[illegible]來京中の各道書記官[illegible]饗會を催す由

●熊谷直亮氏 歸省中なりし同氏は一昨[illegible]日歸任せられたり

●度支部統計部の移轉 度支部にては[illegible]に於ては到底狹隘にて執務上差支ゆる者あるを以て兩三日中に統計課のみを附近宮内府所屬の家屋に移轉せしむる筈なりと

●徵兵檢査成績 京城檢査場に於[illegible]る徵兵身体檢査は四月一日より南山町本願[illegible]檢者總員九百〇九名にして其内受檢取消及事故不參者四十名を出せり今左に檢査人員及成績を示せば左の如し

△受驗總人員 八百六十九名 内一年志願兵五十一名
甲種合格 三百四十七名 内一年志願兵
第一乙種合格 百五十三名 内一年志願兵[illegible]
第二乙種合格 八十七名 内一年志願兵
丙種合格 百十七名 内一年志願兵十九名
丁種（兵役に堪へざる者） 五十八名
[illegible]兵種別に[illegible]せば左の如し
歩兵 甲百七十七名内一年志願兵十七名、第一乙五十七名内一年志願兵十二名、第二乙二十六名内一年志願兵五名
騎兵 甲二十名、第一乙七名
砲兵 甲十八名内一年志願兵一名、第二乙三名
[illegible]十三名内一年志願兵二名、第二乙五名
工兵 甲七十九名内一年志願兵一名、第一乙六名、第二乙一名
輜重輸卒 甲一[illegible]、第二乙三十一名、第二乙十四名
輜重兵 甲十八名、第一乙[illegible]名、第二乙
[illegible]十名、第一乙三十四名[illegible]
因に右は全國十八ヶ師團に配屬せり又壯丁の職業も實に千差萬別し[illegible]あらゆる階級を網羅せりと云ふ

開城まで（五） 梅まど

右方に人家稠密の大市街が見ゆる是れが開城だといふに滊車は疾走する如何なることかと思つて居る内に漸く停車した此所が即ち

●開城驛 で市街を距る西方約七八丁の所である着驛は一時四十三分の筈であるが、時計を見れば二時五分であつて滊車の時間まで韓國式になつて居る

驛の附近には一戶の仕出屋と外に一二戶の家屋があるのみで目下二階建の一戶が新築中である

ヲット忘れて居つた文祿の役に小早川隆景が明將を擊退した碧蹄館が途中にあつた筈だが見落した何所であつたらうかと聞くとチョンガー「高陽郡の碧蹄驛のことですか文六が小川に流れて死んだて、ソンナことは知りません」と話の腰を折つてしまつた歷史などは韓人の研究せざる所况んやチョンガーの知るべき筈もなければ話頭を轉じ道草をちぎつて西小門の前に出た

門外に數個の石碑が建てられてある何が書いてあるかと見ると

行留守李公宙應永世不忘碑 壬申六月 日立
留守趙公東冕永世不忘碑 光緒十五年己丑九月 日立
留守鄭羽良興學愛民善政碑 辛丙九月 日
留守鄭壽朝淸白善政碑 （此の分には干支月日記入なし）
留守趙公秉稷永世不忘碑 光緒十九年癸巳四月 日立稱闕

此の五基の石碑は叢の中に並んで建てゝあるが其の邊りに倒れたのがあるこれには

留守金南重善政碑
留守宋正明永世不忘碑

と記してある又少しく隔たる所に

といふもある是等は此所の城代ともいふべきものを勤めに人の爲めに地民が其の德を謳歌してこれを萬世に傳へんが爲に建設したものゝやうであるが實は收斂誅求大に士民を苦しめた奸吏もこの石碑を建てられて居る甚しきは自から建てゝ世間体を繕ふ橫着者もある是れが即ち朝鮮式である

鐵路に添ふた小高き處に一基の石碑がある序のことゝ覗いて見ると上に大陽と浪とが畫かれて

鐵路竣功之碑
明治三十七年五月三十一日
自居浦至土城 大日本工兵第六大隊

と奇麗に彫刻せられてある三十七八年の役に我工兵隊の苦心の程も思ひ出される

門前には塵芥の山が出來てある巡査が韓人に差圖してこれを取除けさせて居る此の邊にも衞生といふことが流行初めたと見ゆる

一西小門を潜ると日本人の名を記した標札が此所彼所にある、が家屋は大体韓人より借受けた其のまゝである

見て行く内に本願寺の布教所もある西洋料理屋もある銀行の支店もある目下日本人が千五百人位侵入して居るといふことである

が樞要の地たる南大門通りには日本店は至つて僅少であつて京城と同樣に片隅にちゞこまつて居る意氣地のない奴ばかりじや

●飲食店の取締 京城理事廳廳令第二號を以て左の取締規則を發布したり

飲食店取締規則

第一條 飲食店營業を爲さんとする者は左の事項を具し居留民團役所を經由所轄警察官署に願出て許可を受くべし其營業場所を變更せんとする時亦同じ
一、族籍住所氏名年齡
二、屋號
三、營業の場所
四、營業用家屋の圖面
營業用家屋の改築增築を爲さんとするときは其構造及び圖面を添付し所轄警察官署に屆出認可を受くべし

第二條 學校、病院、官公署附近及往來頻繁なる街路に面する場所に於ては飲食店營業を爲すことを得ず

第三條 營業者は公安若くは風俗を害するの事實ありと認むるときは其營業を停止し又は營業免許を取消すことあるべし

第四條 營業者は族籍住所氏名屋號に異動を生し又は廢業したるときは五日以内に居留民團長を經由所轄警察官署に屆出べし

第五條 營業者雇人を雇入れ又は解雇したるときは其の住所氏名年齡並に前住所職業を記し三日以内に所轄警察官署に屆出べし其事項に異動を生じたるとき亦同じ

第六條 營業者は看板を門戶に揭げ夜間は標燈を點ずべし

第七條 粉粧したる雇女を店頭に出し若くは猥りに路上を徘徊せしめ又は通行人に遊興を勸誘し其他不体裁の行動をなさしむべからず

第八條 飲食物の抵償として客の所持品を受取らんとする場合には所轄警察官署の承認を受くべし

第九條 飲食料其他來客に關する緊要の事項は帳場及客室に揭示すべし

第十條 營業者は名義の如何に拘はらず客人を宿泊せしむることを得ず

第十一條 割烹場は蚊蠅其他塵埃の及ばざる樣裝置し且つ常に淸潔ならしむべし

第十二條 飲食物を店頭にて販賣する者は硝子張蓋付箱に入れ常に蚊蠅及び塵埃の及ばざる樣裝置すべし
但鳥獸魚肉類は不潔物の附着せざる樣外被を用ゆべし

第十三條 客の依囑たりとも藝妓を招き及び酌婦を出すべからず

第十四條 本則を犯したる者は一日以上十日以下の拘留又は二十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

附則

第十五條 在來の飲食店にして本則第二條に抵觸するものは移轉命令を受けたる日より六ヶ月間内に移轉すべし

第十六條 本則は京城龍山に限りこれを施行す

第十七條 明治三十年十月總第四十號飲食店取締規則は本則施行の日より之を廢止す

●會者離 再昨廿六日午前十時頃中署北洞官人金泰植(二〇)なる者氣もたゞろに淚を片手に抑へながら銅峴分署に驅び出でたる事の仔細を聞くに同人は今より以前

正妻を喪ひたるによりある人の媒介にて金姓女なる婦人を女房に迎へ爾來滿五ヶ年の間風波も立たずさつて中睦まじく暮し居りしがつひ五六日以前に右の女房が何れへか逃亡し姿を隱したれば驚きて所々心當りの家を尋ね廻りし處計らずも南署篩洞尹景老方に忍び居りしを突き留めたるより早速自宅に歸るやう促したるに何うい事情か女房は吾が家に歸るを厭がり何うわつても強情張りて吾が意に應せざれば何卒警察の御威光で自宅に歸るやう御說諭ありたしとの哀願なるより同署にては早速金姓女を喚び出し今更ら出るの離れるのと不人情な事は廢しにして元々通り夫婦となりては什麽かと懇々諭す所ありしも婦は頑としていつかな聞き入れずナニ所夫にして妾しを可愛がつて吳るれば兎も角每時酒を飲んでは妾しを苛めソレに家政常に困難にして三度の食事さへ覺束なく這んな男に連れ添ふて居つては此の先きの程も思はるゝ程にキッパリ離緣する決心なりと申し立てければ係官も持て餘し媒介人を喚び出して可きやうに取り計ふやう歸へし遣りたりといふ

相撲甚句 泥峴浪人

ないく盡しで歌て見ればヨー
統監政治にや效がない
骨ある役人一人もない
進で働くものはない
蠻的命令うれしくない
官と民との融和がない
そこで平和が保てない
暴徒はなか〱へたまらない
こうなりやヨーホヽーエー
しようがないヨー

●邦人の面汚し 韓國を開發し韓人を指導すべき重大なる責任を負ふ我々同胞は居常其の品性を高尙に持し擧動を愼まざるべからざる筈なるに這は又不心得極まる奴こそありたれ時は一昨二十七日午後七時頃若草町一の九十六番地石田納雄なるものは何處で飲んで來たかヘベレケに醉ひドレ春の陽氣の氣も座ろに浮れ出してそこらここらをブラ付き歩きし迄は可かりしも何に感ずつてか石井洞八十四統九戶李東淳(三十)方に突然闖入し物をも言はず李の髷を引き摑みて撲りしかば李も承知せず互に上になり下になりて取り組み居りしを附近の者共之を認め大勢寄つて集かつて李に加勢し右田を散々に打ちのめしたりと

●惡い丁簡 別項邦人の面汚しに次で又々之に負けず劣らずともいふべき奴は黃本町六丁目韓富國太郎といふ者なるが同人は亂暴にも一昨日黃洞居住大和町三丁目牛乳商屋入劉永福(二十)なるものをして南山にある小松の枝を折り取らしめ自宅に齎み來るべく命じたりしが劉は賴まるゝまゝ南山に登り鐵條網を侵して鬪ひの中に踏み入り將んに件の松の枝をばポチリ〱と折り取り

居る所を所有主に發見され銅峴警察署に告訴されたるが至つて厄介なる奴共といふ可し

●退韓者の猫戾り 岡山縣淺口郡三平村の岡本熊太郎(三十)は本年三月大邱理事廳に於て滿二ヶ年の退韓命令を受け其月三十一日に出發したるが去る二十七日當地旭町を徘徊するを巡査に認められ直ちに引致せられたり

●韓人の強盜難 南部中谷四十八統十戶印刷局主事鎭鑰瑞方へ二十七日の夜三人の強盜押入り短刀を以て家人を脅迫し現金二百圓服類二百八十圓反物百圓外數點を橫奪し去りしと

●寶六庵を騷がす 一昨夜例の淸水谷の料理屋寶六庵が山を入れて後ち愴惶門を叩く者あり庵内にては醉人と思ひ燈火を暗くして寢た振してありけるに果ては門の碎けんばかりに打ち鳴らし此所開かずば打ち破りて侵入せんと呼ばるより庵内の者は大に恐怖し裏門より最寄の巡査派出所へ保護を願ひ出で巡査が出張して見ると其の者は既に立ち去りたる後なりしが其の聲は慥かに新町遊廓取締所書記近藤某に似て居りしとのことなり

●迷兒 廿八日午前十時頃日の出橋際の大野理髮店の前にて四歲位の女兒泣き居りを迷兒として保護中大和町二丁目田中米介の子なること分明し引渡したりと

●吉田病院の移轉 過日南大門外御成町に於て開業せし吉田院病よ今般南山町三丁目日本人俱樂部前へ移轉一層業務を擴張し一般患者の診察に應ずべしと

●本町座の伊東劇 本町座に於ける伊東文夫の一座は各優とも大車輪にて演ずるより非常の好景氣にて每夜札止の狀況なりと本日の藝題は『戀の將軍』六幕十一場にして重なる役割は左の如し

陸軍中將臺灣總督室鷲郎(伊東)參謀官守山中佐(原口)藝妓琵琶香(本間)副官陸軍少佐勝芳雄(大山)布良伯爵令孃后に室夫人輸音(桂)伊星剛三の妻た宮(吉野)布良家の執事原川喜一、屬官平野澄三(芳川)銀行重役の息子楢取孝(山路)陸軍中尉伊星剛三(小泉)內閣書記官長倉地要之助(秋島)陸軍總務長官柴野保政、臺灣民政長官門田信之(酒本)生蕃人阿辯(北秋)大藏大臣伯爵布良磐城(平野)

予の見たる商店 角帶小僧

奥田商店

仁川に於ける老舖といへば數ある中で先づ奥田貞次郎氏の所有する奥田商店であらう

過去の歷史は記せず、現在に於ては精米、羅紗、火藥類の販賣をして居るが又奥田氏は洋商タウンセン○の信任を受けて松箱石油の一手取次をして居るが氏は松箱組合なるものを組織し韓全國至る所の商人を組合員として居る、デ、先づ同店の尤も主なる營業はといへば精米であらう、仁川に摩擦米てふものゝ出來たのは同店がタウンセント所有の精米所で精米したのが始まりである、爾後角丸の摩擦米といへば誰も奥田を思ひ起し奥田といへば摩擦米を想像する程業務が盛んになり目下同店の精米が滿洲に輸出する高は夥しいものである、羅紗は米國より直輸入して卸賣りをして居るが之れ又月次好結果を收めつゝある、然るに昨今の金融逼迫の爲め同店も多少其影響を受けたかの噂さがあるがこは只同店のみでない、而して仁川商人中には數ふべき大商人は尠なくないが同店程基礎が堅固で且つ樂な金儲けの基礎を持つて居るものは他にあるまい即ち奥田氏が餘りに他の事業に手を出さずにチッとしてさへ居れば年々巨萬の富が殖へて行く計りである

大景品付大賣出し

弊店儀今回トルコ貴商會と代理店の契約仕候に依り其紀念として左記破格の直段にて來る十五日より大景品付大賣出擧行仕候間續々御用命御引立願上候

一 D インペリアル 百本ニ付九拾錢

一 G 茶褐色スポート 百本ニ付九拾五錢

右百本入一箱毎ニ景品券壹葉トス

景品目錄

一 壹等 商品券 同 百圓
一 貳等 同 參拾圓
一 參等 同 貳拾圓
一 四等 同 拾圓
一 自五等至七等 同 五圓
一 自八等至拾等 商品券 參圓
一 自拾壹等至參拾等 同 貳圓
一 自參拾一等至八拾等 同 壹圓
一 自八拾一等至百等 同 五拾錢
一 其他空籤ナシ

右は公平なる抽籤法を以て即時相渡可申上候也
當店の特色 景品は物品にあらず商品券に付何時にても隨意に御好の品にて差上可申候

京城本町六丁目

代理店 岡野商店

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候

本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山 仁川 平壤 鎭南浦 安東縣

資本金三百万圓

株式會社 第五十八銀行京城支店 （電話五八番）

爲替取組先

東京	内	二十七ケ所
山陽道		十三ケ所
南海道		七十五ケ所
北海道		二十三ケ所
臺灣		五ケ所
東海道		二十八ケ所
北陸道		十三ケ所
山陰道		三ケ所
西海道		十ケ所
韓國		九ケ所
清國		一ケ所

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金 參百萬圓
積立及繰越金 八拾萬圓

京城南大門通（電話四一〇）

株式會社 十八銀行 京城支店

本店 長崎市榮町
支店出張所

韓國 京城、仁川、釜山、群山、木浦、馬山、羅州、
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候（利息日歩壹錢四厘）

長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

韓國京城 株式會社 大韓天一銀行

電話五五八番

西洋御料理宴會

日本人倶樂部

京城南山町三丁目電話（一二三番）

花柳病專門 十字病院

龍山老松町

院長 帝國醫科大學選科得業 望月憲磨

今般更に眼科部を設け最新式機械を設備し眼科全般の治療をなし又遺憾なきを期す若し夫れ技術巧拙に至つては乞ふ既往の治績に徵せられんことを

訴訟、鑑定、契約起案、諸願屆、登記書類代書、土地家屋賣買、金錢貸借、電話賣買等の周旋

京城本町一丁目警察署前

法學士 小川勝平事務所

電話四十一番

今般左記の處に事務所を設け一般訴訟事件の依賴に應ず

前東洋大學校師
日本法律學士
辯護士 木尾虎之助

事務所 京城元博覽會表門通 寺洞六十四統二戶

染物並洗張

迅速叮嚀を旨とし染色艶麗にして確實なるは本工場の特有なり

龍山元町四丁目（元今村跡）

桑澤工場

提灯製造

並張替及瓦斯燈替へ

弊店は業務確實にして仕事叮嚀なり

京城本町理事廳前裏通

藤井提灯廛

襖張替 表裝一切

京城本町五丁目

表具師 竹堂

本店 仁川理事廳通（電話三二番）
支店 京城南山町（電話一〇七番）

原金旅館

▲懇切な通關▼

懇切を本旨として通關を取扱ひ迅速を特色として運送に從事致候間御用命奉願上候

京城南大門外吉野町

△迅速な運送▼

㊁ 運送店

●精白米卸小賣●

石拔 一升ニ付 十七錢
白米 一升ニ付 十六錢
十三錢五厘

一斗以上市内には出來迅速配達仕り候
俵賣は特別御相談仕り候

京城旭町一丁目

前田精米所

各位樣 月 日

學校用品
和洋雜貨商
池田長兵衛商店（京城本町三）
池田用達部支店（京城明治町）
確 實
商品一切各製造元と特約發賣仕候
價格一定廉價を以て販賣仕候

一 各種石炭大販賣

大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭

ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候

鐵治用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應じ可申候

當社一手販賣炭左之通り

三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚木、洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社

・京城出張所（電話二十六番）

仁川出張所（電話六十三番）

綿類一切販賣

弓打綿製造所

並ニ古綿打直し

各位益御淸榮の由奉賀候陳者弊店儀各位の御引立に預り日に增し繁榮に赴き候段難有奉深謝候就ては今回職人數名雇ひ入れ盛大に製造罷在候間續々御注文被下度奉願候敬白

京城永樂町二丁目一番戶

深堀商店

諸衙官用御品調達

營業科目

紙類書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物食鹽
織物染料

各學校用品調達

並ニ

委託販賣

東京 合資會社アーマーアンド商會代理店
橫濱 百七十六番 ピーエム、アンドライト商會代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
釜山 臺鹽合資會社食鹽特約店

本社 京城明治町二丁目 電話二三〇番
出張所 東京京橋區南鍋町一丁目 電話新橋三九六二

藤田合名會社

謹告

エジフト貴及マニラ葉卷其他煙草類各種
西洋雜貨洋酒洋菓子並に支那糖菓及紅茶

謹告在韓淸國人

大連安徽 頭彩 金壹萬圓 第三十一次（陰曆四月十日 淸五月十日）
湖北 頭彩 金五萬圓 第十六次（陰曆四月二十日 淸五月廿日）開彩
江南 頭彩 金壹萬圓 第七十六次（陰曆四月廿七日 淸曆三月廿七日）
第十七次（陰曆四月十五日 淸曆三月十五日）開彩

定價

湖北彩票全紙金七圓五拾錢 小切八拾錢
江南彩票全紙金七圓 小切七拾五錢
大連彩票全紙金壹圓參拾錢
安徽彩票全紙金壹圓參拾錢

西洋雜貨 商源源號

京城水標橋二宮衙

京城明治町二丁目（漢城病院向筋入）

高等下宿 日の出館

弊館は設備完全にして最も閑靜なり
弊館は叮嚀懇切を以て特色とす

松丸太

松材 松薪 材木一切並ニ柳材類

弊店所有の松山より伐り出しに付大勉强可仕候間多少に不拘御用命の程奉願上候

麻浦孔德里大院君墓地

伐材出張事務所

齒科全般の治療

米國最新式義齒

京城本町六丁目（鐵そば橫町）

米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

韓國京城

株式會社 第一銀行

電話番號（營業用 一一番 國庫用 一二番 當直用 六二番 營業用 三三二番 分析所用 六二番）

本店 東京市日本橋區兜町

内地支店、出張所

大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町

韓國支店、出張所

仁川、釜山、元山、鎭南浦、群山、平壤、木浦、大邱、開城、咸興、城津、馬山、鏡城
淸國安東縣

右の外内外各地重要なる場所には爲替取引先あり

營業事務に關する御用向は當店營業課長に御相談被下度候

日本澤庵
味噌醬油製造
乾物荒物鑵詰
銘茶食料雜貨

京城本町五丁目

漬物問屋 大上商店（電話二五一番）

●大阪豆腐●

大阪滋養大王豆ソップ

右は一合三錢にて朝夕配達仕候間御入用の御方ははがきにて御一報被下度候

豆腐木のめでんがく

右は一人前十三錢にて仕出し可仕候

京城旭町壹丁目

中瀨商店

●木のめ田樂●

易斷 觀相鑑定及教授

黃文閣

本町六丁目

日本郵船株式會社

仁川出帆廣告

貨物及船客取扱店

仁川海岸通

郡回漕會 電話三九番

京城南大門通

巴商店 電話三〇六番

船名	行先	出帆日	時刻
山東丸	●釜山長崎門司神戶行	五月十日	後三時出
第一オハヨー號	●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行	五月一日	後三時出
劍路丸		五月一日	後三時出
高砂丸	●大連、大沽、牛莊行	五月十四日	後一時出
山東丸		五月廿六日	前五時出
酒田丸	●大連、大沽、牛莊行	五月廿八日	後一時出
第一オハヨー號	●鎭南浦行		後三時出
弘前丸	●釜山出帆、元山淸津、浦鹽行	五月廿一日	

御注意

御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事